

商品概要説明書 【納税準備預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・納税準備預金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・原則として利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した金額が当該利息計算期間中において10万円を越える場合には、個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）がかかり、法人のお客さまは総合課税となります。 なお、税金がかかる場合、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内（円預金金利）」 をご覧ください。
11. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

川崎信用金庫

<p>12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫は、納税貯蓄組合預金に限り取扱います。納税貯蓄組合に未加入のお客さまは、当店の預金者納税貯蓄組合にご加入の上、ご利用いただきます。 ・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 ・租税に限り自動支払ができます。

川崎信用金庫